

相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税について

（通
知
用
）

あなたが、被相続人_____殿の相続（包括遺贈を含む。）により承継する相続税及び加算税の額（「相続税の_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額）は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

1 「納付すべき
減少する 本税の額」欄の税額

区分	当初課税額 (額)	額	納付すべき 減少する 本税の額
小計(注)	円	円	円
あなたの相続分	/		

(注)「小計」は、「相続税の_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「(1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「㉒小計(㉑-㉒-㉓)」欄の金額をいいます。

2 「納付すべき
減少する 加算税の額」欄の税額

(1) 上記1の税額の内訳(注)

区分	賦課決定分	変更決定後の賦課決定分
申告加算税に対応する本税の額(a)	イ 円	ト 円
aのうち国外財産調書又は財産債務調書に係る控除又は加算	5%控除額に対応する本税の額	ロ 円
	5%加算額に対応する本税の額	ハ 円
	10%加算額に対応する本税の額	ニ 円
重加算税に対応する本税の額(b)	ホ 円	ル 円
上記a及びb以外の本税の額	ヘ 円	ヲ 円

(注)イからヘ(変更決定の場合はトからヲ)のうち複数の区分に対応する税額があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)」により各金額を計算しています。

(2) 「納付すべき
減少する 加算税の額」の計算

	賦課決定額			変更決定後の賦課決定額			納付すべき 減少する 額	
	A 加算税の基礎となる税額(注)	B 加算税の割合	C 加算税の額	D 加算税の基礎となる税額(注)	E 加算税の割合	F 加算税の額		
申告加算税	①国税通則法に基づく計算	イ 円 0,000	100	(A×B) 円	ト 円 0,000	100	(D×E) 円	
	②①のうち国税通則法第_____条第2項に係る部分	円 0,000	5 100	(A×B) 円	円 0,000	5 100	(D×E) 円	
	③①のうち国税通則法第66条第4項に係る部分	円 0,000	10 100	(A×B) 円	円 0,000	10 100	(D×E) 円	
	国外財産調書又は財産債務調書に係る控除又は加算	④5%控除額	ロ 円 0,000	5 100	(A×B) 円	チ 円 0,000	5 100	(D×E) 円
		⑤5%加算額	ハ 円 0,000	5 100	(A×B) 円	リ 円 0,000	5 100	(D×E) 円
		⑥10%加算額	ニ 円 0,000	10 100	(A×B) 円	ヌ 円 0,000	10 100	(D×E) 円
	⑦①から⑥の合計額(①+②+③-④+⑤+⑥)	円			円			円
重加算税	⑧国税通則法に基づく計算	ホ 円 0,000	100	(A×B) 円	ル 円 0,000	100	(D×E) 円	
	⑨⑧のうち国税通則法第68条第4項に係る部分	円 0,000	10 100	(A×B) 円	円 0,000	10 100	(D×E) 円	
	⑩⑧及び⑨の合計額(⑧+⑨)	円			円			円

(注)「加算税の基礎となる税額」は、上記2(1)の本税の額について10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

3 「納税猶予額控除後の
減少する 本税の額」欄の税額

区分	当初課税額 (額)	額	納付すべき 減少する 本税の額
申告納税額(注)	円	円	A 円
あなたの相続分	/		

(注)「申告納税額」は、「相続税の_____通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「(1)納付税額又は還付税額の計算明細」の「申告納税額(㉒-㉓)」欄の金額をいいます。

() 枚のうち () 枚目